

沼津市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第25号）第1条の規定による改正後の沼津市税賦課徴収条例（昭和30年条例第29号）付則第36条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定する行事とする。

令和2年12月18日

沼津市長 頼重秀

